

# 平成24年6月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成24年6月26日火曜日（午前10時開会）

## 出席議員（16人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和恵
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

## 議事日程

日程第1 陳情第1号 「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情 | 総務厚生常任委員長報告

日程第2 陳情第3号 拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書 | 総務厚生常任委員長報告

日程第3 総務厚生常任委員会所管事務調査報告（川棚町防災計画について）

日程第4 議員派遣の件

閉 会

**議 長** ご起立願います。おはようございます。

**議 長** ただいまから本日の会議を開きます。

**議 長** 本日の日程第1、第2は、去る6月20日本会議において、総務厚生常任委員会に付託し、審査を行っていたものです。委員長から審査報告書が提出をされておりますので、順次報告を求め、採決を行います。

**議 長** 日程第1、陳情第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生常任委員長** おはようございます。ただいまから報告を行います。

平成24年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

陳情第1号、「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情」、採択とすべきものと決定。

総務厚生常任委員長報告、陳情第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

- (1) 審査期日、平成24年6月21日。(2) 審査場所、第2委員会室。
- (3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記。

2、審査内容。

協同組合のおこなう事業とはどういうものがあるのか。

法的根拠を求めるのは、社会的信用度を高めるためでもある。

超党派でつくる議員連盟とは、民主党が多く223人が参加している。

法制化するには、所管省庁が複雑で、実現には時間がかかるのではないか。

雇用対策として、早急な制定が必要である。

3、審査結果。

討論はなく、全会一致で採択とすべきものと決定した。以上であります。

**議 長** これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

**14番久保田** 質問を行います。この私は制定はおおいに良いことだと思います。

雇用対策として早急な制定が必要であるということなんですけども、ここに対象が企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者、フリーターやワーキングプアの受け皿として期待されているというふうになってはいますが、今、社会問題として、罪を犯した人達の再犯の多くが仕事がないということがあそうなんですけれども、そういう人達の救済にもつながるんでしょうか。お尋ねします。

**総務厚生常任委員長** お答えします。ただいまおっしゃった件については検討しておりませんが、この雇用でつながるかどうかというのは、そういう方々が雇用されない理由とはまた別問題だと私は考えておりますけど、検討していないということをお願いします。

**議 長** 他に質疑はございませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから陳情第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情」の採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって陳情第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情」は、採択されました。

**議 長** 次に、日程第2、陳情第3号「拉致問題の早期解決を求める意見

書採択の陳情書」、本案について委員長の報告を求めます。

**総務厚生常任委員長** 報告致します。平成24年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員長、福田徹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

陳情第3号、「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」、採択とすべきものと決定。

総務厚生常任委員長報告。陳情第3号「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

- (1) 審査期日、平成24年6月21日。(2) 審査場所、第2委員会室。  
(3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記。

2、審査内容。

拉致被害者やその家族に対する心情は、日本国民の総意である。

拉致問題の早期解決は、重要な課題である。

3、審査結果。

討論はなく、全会一致で採択とすべきものと決定した。以上であります。

**議 長** これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。これから陳情第3号「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」の採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、採択すべきものと決定です。  
本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって陳情第3号「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」は、採択されました。

**議**            **長** ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議**            **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議**            **長** 追加日程第1、意見書案第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書案、追加日程第2、意見書案第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書案」の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、として議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。

意見案第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書案」、意見案第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書案」の件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定致しました。

**議**            **長** 意見案第1号「〈協同労働の組合法〉の速やかな制定を求める意見書（案）」の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

**総務厚生常任委員長** 意見案第1号、平成24年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。意見書を読み上げて、提案理由に代えさせていただきます。

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書（案）。

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となってきました。また2000年頃からの急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながり」を取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000に及ぶ団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制度の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連携の



中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。平成24年6月26日、長崎県川棚町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、法務大臣、経済産業大臣。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認めます。

お諮りします。意見案第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかなる制定を求める意見書（案）」は、全会一致で採択し、関係行政庁に送付したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかなる制定を求める意見書（案）」は、採択されました。採択された意見書は、さっそく関係行政庁に送付することに致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、意見案第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書（案）」の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

**総務厚生常任委員長** 意見案第2号、平成24年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

拉致問題の早期解決を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。意見書を読み上げて、提案理由に代えさせていただきます。

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書（案）。

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けており、今なお拉致被害者が北朝鮮に残されたまま、10年近くの歳月が流れている。

北朝鮮においては、平成23年12月17日、金正日総書記が死去し、金正恩を後継者とする新体制に移行した。

国は、北朝鮮国内の情勢に大きな動きのあるこの機会を逃すことなく、早期解決に向け、毅然とした姿勢を貫きながら、さらなる国際協調を図るとともに、二国間での対話を進めるなど、拉致被害者全員が救出されるよう働きかけるべきである。

拉致被害者及びその家族は、高齢の方も多くなっており、問題解決には一刻の猶予もなく、被害者の一日も早い帰国の実現が強く望まれる。

よって、国においては、全ての拉致被害者の早期帰国の実現と拉致問題の全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年6月26日、長崎県川棚町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣。以上であります。よろしくご審議の上決定下さいますよう、お願い致します。

**議 長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認めます。

お諮りします。意見案第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書（案）」は、全会一致で採択し、関係行政庁に送付したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、意見案第2号「拉致問題の早期解決を求める意見書（案）」は、採択されました。採択された意見書は、さっそく関係行政庁に送付することに致します。

**議 長** 次に、日程第3、「総務厚生常任委員会所管事務調査報告（防災計画について）」の件を議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。

**総務厚生常任委員長** 報告します。平成24年6月26日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生常任委員会委員長福田徹。

委員会調査報告書。本委員会は、所管事務調査をおこないましたので、別紙のとおり会議規則第77条の規定により提出します。

所管事務調査報告。

1、件名、川棚町防災計画について。

2、期日、平成24年6月21日。

3、場所、第2委員会室及び現地（危険箇所）。

4、出席者、委員全員、議長、議会事務局書記、総務課長、防災交通係長、産業振興課技術係長・主任、建設課建設係長。

5、審査の概要（主な質疑と答弁）。

質疑、防災無線の更新が計画されているが、難聴地区対策は。

答弁、デジタル化による影響など業者が調査し、地区総代と協議しながら進める。

質疑、個別受信地区には、光ファイバー網を利用できないか。

答弁、想定していなかった。

質疑、災害時の水道復旧工事について、業者と協定を結んでいるのか。

答弁、協定は結んでいない。今後検討する。

質疑、原子力災害避難受け入れ計画を策定したが、町民向けの計画を作るのか。

答弁、県の計画に沿って作ることになっている。

質疑、地震に対する情報提供は。

答弁、現段階では考えていない。

質疑、片平地区の斜面は早急に崩落防止策を。

答弁、地滑り地区に指定されており急傾斜地としての工事はできない。昨年、水抜き対策工事をおこなったので、その後の経過を調査していく。

6、まとめと意見。

町内の危険箇所の現状把握には、細心の気配りをもってあたられたい。なお、危険箇所等については、関係者への周知が必要ではないか。

災害時要援護者避難支援は、地域見守りネットワークの実施マニュアルに基づくとあり、早急なネットワークの構築を望む。

近年、本町では大きな災害が発生していないが、町民の防災意識の向上のためにも総合的な防災訓練が必要であり、検討されたい。以上であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、報告済みと致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第4、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第119条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって後日変更等があった場合は、議

長に一任することに決定致しました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

平成24年6月川棚町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_